

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する法令（昭和五十一年農林省令第315号）の改正箇所

| 改 正 條  | 現 行   |
|--|---|
| <p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 飼料（飼料添加物を含むもの確認済血粉等、確認済チキンミール等及び確認済魚介類由来たん白質並びにこれらを原料とするもの並びに飼料添加物を含まないものであって落花生油かす、尿素、ジウレイドイソブタン若しくは動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）又はこれらを原料とするものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(ア)、ソの(ア)及びタの(ア)、1の(2)のエからカ、ケに掲げる表及びサ、2の(1)のイに掲げる表、3の(1)のイに掲げる表並びに4の(1)のイ及びエに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(カ)～(サ) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> | <p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 飼料（飼料添加物を含むもの確認済血粉等、確認済チキンミール等及び確認済魚介類由来たん白質並びにこれらを原料とするもの並びに飼料添加物を含まないものであって落花生油かす、尿素、ジウレイドイソブタン若しくは動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）又はこれらを原料とするものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(ア)、ソの(ア)及びタの(ア)、1の(2)のエからカ、ケに掲げる表及びサ、2の(1)のイに掲げる表、3の(1)のイに掲げる表並びに4の(1)のイに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(カ)～(サ) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> |

ア 動物性油脂の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20 gを精密に量り、特級石油エーテル<sup>注1)</sup>200mLを加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器<sup>注2)</sup>(G3)<sup>注3)</sup>でろ過し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1 °で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{W3 - W2}{W1} \times 100$$

W1 : 試料採取量 (g)

W2 : ガラスろ過器の重量 (g)

W3 : 残留物の入ったガラスろ過器の重量 (g)

注

1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてビーカーに量り取る。

2) 105 ± 1 °で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量る。

3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等(生後おおむね3月以内の牛等をいう。))の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。)は、動物性油脂(食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであつて、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの(以下「特定動物性油脂」という。)を除く。)を含んではならない。

ウ 牛等を対象とする飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。)は、動物性油脂(牛のせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙

ア 動物性油脂の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20 gを精密に量り、特級石油エーテル<sup>注1)</sup>200mLを加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器<sup>注2)</sup>(G3)<sup>注3)</sup>でろ過し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1 °で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{W3 - W2}{W1} \times 100$$

W1 : 試料採取量 (g)

W2 : ガラスろ過器の重量 (g)

W3 : 残留物の入ったガラスろ過器の重量 (g)

注

1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてビーカーに量り取る。

2) 105 ± 1 °で1時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)で30分間放冷した後、重量を精密に量る。

3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等(生後おおむね3月以内の牛等をいう。))の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。)は、動物性油脂(食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであつて、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの(以下「特定動物性油脂」という。)を除く。)を含んではならない。

骨翼及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂(以下「確認済動物性油脂」という。)であつて反すう動物由来動物性油脂(反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。)を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。)を含んではならない。

エ 家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含んではならない。

(2) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

イ 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)は、牛等を対象とする飼料に用いてはならない。

ウ 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料に用いてはならない。

(3) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ 動物性油脂(確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)に対し使用してはならない。

(4) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア 動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

イ 動物性油脂(確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。)を含む飼料は、牛等を対象とす

(2) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の製造の方法の基準

動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料(ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

る飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう  
に保存しなければならない。

ウ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼  
料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための  
原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂（油脂をカゼイン等で  
コーティングし、粉末にしたものをいう。）には、動物性油脂中の不溶性  
不純物の含有量を表示しなければならない。

イ 確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である  
旨を表示しなければならない。

ウ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を  
含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、  
めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意す  
ること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を  
製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存するこ  
と。

(3) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂（油脂をカゼイン等でコ  
ーティングし、粉末にしたもの。）には、動物性油脂中の不溶性不純物の含  
有量を表示しなければならない。